

介護予防支援契約書

いの町立居宅介護支援事業所によど(以下「事業者」という。)と_____ (以下「利用者」という。)は、事業者と利用者の間において、介護予防支援の提供について、次のとおり契約を締結します。

(契約の目的)

第1条 事業者は、介護保険法令及びいの町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱に従って、利用者に対し、要介護状態の予防と、可能な限り居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防サービス計画を作成します。また、当該計画に基づいて、適切な指定介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援サービス(以下「介護予防サービス等」という。)の提供が確保されるよう、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を提供します。

(契約期間)

第2条 この契約の契約期間は、令和 年 月 日から利用者の要支援認定有効期間満了日までとします。ただし、利用者の状態によって、介護予防サービス等の利用の必要性がなくなった場合はこの限りではありません。

2 上記の期間満了日の7日前までに利用者から事業者に対して契約満了の申し出がなく、要支援認定有効期間が更新された場合は、契約は自動更新されるものとします。

(料金)

第3条 介護予防支援にかかる費用は、保険給付金として支払われる場合、利用者の自己負担はありません。なお、国が定める介護報酬の改定があった場合は、改定後の利用料金とします。

2 介護保険料の滞納等により、給付制限で支払方法が「償還払い」に変更されている場合は、介護予防支援にかかる費用は全額自己負担になります。ただし、事業者から指定介護予防支援提供証明書を発行しますので、後日この証明書及び領収書をいの町の介護保険窓口申請すると払い戻しを受けることができます。

(介護予防支援の担当者)

第4条 事業者は、介護予防支援の担当者(以下「担当者」という。)として介護支援専門員である職員を選任し、適切な介護予防支援に努めます。

2 事業者は、前項の担当者を選任し、又は変更する場合は、利用者の状況とその意向に配慮して行うとともに、事業者側の事情により変更する場合にはあらかじめ利用者と協議します。

(介護予防サービス計画の作成)

第5条 事業者は、利用者との協議のもと、利用者の必要に応じた介護予防サービス計画を作成するとともに、これに基づく介護予防サービス等の提供が確保されるようサービス事業者等への連絡調整を行います。

(介護予防サービス計画の変更)

第5条 事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合、又は事業者が介護予防サービス計画を変更する必要があると判断した場合は、自立した日常生活に向けての検討を行い、事業者と利用者双方の合意をもって、速やかに介護予防サービス計画を変更すると

ともに、これに基づく介護予防サービス等の提供が確保されるようサービス事業者等への連絡調整を行います。

(サービス提供の記録等)

第6条 事業者は、介護予防支援の提供に関する記録を整備するとともに、これをこの契約終了後5年間保管します。

- 2 事業者は、利用者に対し、いつでも利用者に関する記録の閲覧、複写物の交付に応じます。
- 3 事業者は、第9条第1号から第3号により契約が終了した場合は、利用者から希望があれば、利用者に対し保管する利用者の記録を交付します。

(利用者の解約権)

第7条 利用者は、事業者に対しいつでもこの契約の解約を申し出ることができます。この場合には、7日以上予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に契約は解約されます。

(事業者の解約権)

第8条 事業者は、利用者(又は利用者の家族)の著しい不信行為により契約を継続することが困難となった場合は、その理由を記載した文書により、7日以上予告期間をもって、この契約を解約することができます。

(契約の終了)

第9条 次の各号のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- (1) 第2条第1項に基づき、契約期間が満了したとき、または同条第1項ただし書きに基づき、事業者が生活機能評価表を活用したアセスメントにより、介護予防サービス等を必要とする利用者の生活課題がなくなつたと認められるとき
- (2) 第7条に基づき、利用者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき
- (3) 第8条に基づき、事業者から契約の解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき
- (4) 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了するものとします。
 - (一) 利用者が介護保険施設や医療施設に3ヶ月を越えて入所または入院したとき
 - (二) 利用者の要介護認定区分が非該当または要介護1～5と認定されたとき
 - (三) 利用者が死亡したとき
 - (四) 町外に転出したとき

(損害賠償)

第10条 事業者は、介護予防支援の実施にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、その損害を賠償します。ただし、事業者自らの責めに帰すべき事由によらない場合はこの限りではありません。

(秘密保持)

第11条 事業者は、介護予防サービス等を提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。ただし、事業者は「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に定める通報を行うことができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

- 2 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について、サービス担当者会議並びに指定介護予防サービス事業者等との連絡調整において必要な場合に限り、利用者及びその家族の同意を得た上で必要最小限の範囲内で使用するものとします。

(苦情対応)

第12条 利用者は、提供された介護予防支援又は事業者が介護予防サービス計画に位置付けた介護予防サービスに苦情がある場合は、事業者、いの町及び高知県国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

2 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申立て又は相談があった場合は、迅速かつ誠実に対応します。

(契約外事項)

第13条 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他の関係法令を尊重して、利用者と事業者が誠意をもって協議のうえ定めます。

上記契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ、保有するものとします。

令和 年 月 日

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印 _____

代理人 住所 _____

氏名 _____ 印 _____

事業者 所在地 高知県吾川郡いの町1482-2
事業所名 いの町立居宅介護支援事業所によど

代表者名 いの町長 池田 牧子 印

介護保険指定事業所番号 第3952480022号